

収載依頼食品の受入れについて（案）

（第 15 回食品成分委員会（平成 30 年 3 月 1 日）了解）

- 1 地方公共団体等公的機関や業界団体等におかれては、日本食品標準成分表（以下「成分表」という）に収載されていない食品の収載や既に収載されている食品の成分値の改訂・追加を希望する場合、「依頼による食品分析データの受入れについて」（別紙）をご覧ください、以下により分析データ等を提出してください。

○提出資料：別添様式

○提出先：文部科学省科学技術・学術政策局政策課資源室

- 2 提供された分析データ等は、「依頼による食品分析データの受入れについて」の【受入れの条件】に基づき、食品成分委員会で検討を行い収載の可否を決定します。

(別添様式)

平成 年 月 日

文部科学省科学技術・学術政策局
政策課資源室長
(食品成分委員会事務局)

(依頼者)

名 称

代表者名

日本食品標準成分表への収載依頼について

日本食品標準成分表に新たな食品の収載を希望します。については、別添のとおり関係書類を添えて提出します。(※)

※) 既収載食品の成分値の改訂・追加を依頼する場合

日本食品標準成分表収載食品の成分値の改訂・追加を希望します。については、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

依頼者(団体)名 :

住 所 : 〒

代表者名 役職名
氏 名

連絡先

①住 所

〒

②担当者名 :

担当部署 :

③電話/FAX/メールアドレス

【依頼内容】

食品名： (食品番号※)

成分項目：

※ 新規食品の場合は食品番号は不要です。また、成分項目については本表成分、脂肪酸等適宜略した記載でも可能です。

【依頼食品の概要について】※既掲載食品の場合は必要ありません。

※ 依頼食品は個別企業の商品、ブランドではなく、また当該食品の流通量がある程度あることが求められます。そのため、当該食品の生産状況（生産地、生産量/額）、消費地（消費地、消費量/額）など、これらに関するデータをできるだけ詳しく記載して下さい。）

【分析データについて】

1 分析を実施した機関について（注）

（1）妥当性が確認された方法の内容

（2）内部品質管理（内部精度管理）の実施状況

（3）技能試験の参加（外部品質査定（外部精度管理）の実施状況）

(4) 当該分析対象成分に対する ISO/IEC 17025 の認定状況

- ・認定番号：
- ・認定試験所の名称：
- ・認定範囲：
(試験品目、試験項目)
- ・認定日：
- ・有効期限：
- ・認定機関：

記載注意) 依頼者が、外部に分析を依頼した場合等にあつては、上記内容(1の(1)～(4))がわかる資料(パンフレット等)でも代替可能です。

2 分析、サンプリング方法について

(1) 分析方法

成分 ※1	分析方法	マニュアルに 準じているか ※2

記載注意) ※1：成分項目全てを記載して下さい。

※2：マニュアル(「日本食品標準成分表 2015年版(七訂)分析マニュアル・解説」)に定められている方法であればA、その方法に準じる場合はBと記載して下さい。

(2) 試料(サンプリング方法)

①試料来歴

様式1(試料来歴表)

様式2(測定用試料調製記録書)

様式3(廃棄物記録書)

様式4(調理記録書)調理加工品のみ。

※：様式1～3は必ず提出して下さい。

3 分析データ

(1) 分析データ

様式5(食品成分基礎データ表)(基本)/(調理した食品)

様式6(食品成分表アミノ酸編基礎データ)(基本)/(調理した食品)

様式7（食品成分表脂肪酸編基礎データ）（基本） / （調理した食品）

様式8（食品成分表炭水化物編基礎データ）（基本）（調理した食品）

※ 様式5～8のうち必要な様式を提出してください。

（2）その他：分析データ以外提出するデータ、資料等は以下の通りです。

（分析データ以外提出するデータ、資料等があれば、資料名を列記して下さい。）

(別 紙)

依頼による食品分析データの受入れについて (案)

第 9 回食品成分委員会 (平成 26 年 1 月 24 日了解)

第 15 回食品成分委員会 (平成 30 年 3 月 1 日改訂)

日本食品標準成分表は、きめ細かく利用者のニーズに対応していく観点から、必要に応じて未掲載の食品の掲載、及び既掲載食品の掲載値の更新に向けて分析していくことが望ましいが、現状では、全てに対応していくことは困難である。

このため、未掲載食品や既掲載食品の成分値について、分析データの提供により掲載・改訂等の依頼があった場合は、以下のルールに従い、該当食品群を担当する委員が確認した上で、食品成分委員会で掲載の可否を決定する。

【受入れの条件】

分析データの受入れに当たっては、原則として公平性やデータの信頼性確保の観点から、以下の要件を満たすこととする。

① 分析データの提供、掲載依頼者

地方公共団体等公的機関、もしくは当該食品を扱う業界を代表する業界団体等とする。

② 掲載が可能な食品・成分の性格について

個別企業の商品、ブランドではなく、ある程度の流通量がある食品であること。

成分値については、成分表に掲載している成分であること。

③ 提供データの分析機関

提供される分析データの分析を実施する機関は以下の条件を満たしていること

i) 分析マニュアルによる方法、及び妥当性が確認された方法を用いていること、

ii) 内部品質管理(内部精度管理)を行っていること、

iii) 外部品質査定(外部精度管理)に参加していること、

iv) 当該分析対象成分について ISO/IEC 17025 の認定を受けていること、

④ 分析、サンプリング方法について

i) 分析方法は日本食品標準成分表分析マニュアルに定められている方法、又はそれに準じる方法であること。

ii) 分析のための試料は該当食品の標準的なものとし、産地、時期等に偏りがない複数をサンプルとすること。

⑤ 分析データについて

分析データについては、申請の際に規定の様式に沿って提出を求める。
収載後は利用者からの問合せに答えられるよう収載依頼者において保管されること

【その他】

食品標準成分表収載に当たっては、食品群別留意点において分析データ提供者を示すため「〇〇協会分析結果資料」等出典を記載いたします。